平成２７年（フ）第４号
長野市大字赤沼2019番地
債務者　中村　太士
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
長野県飯山市大字木島96番地２　小池義國方
債務者　石黒　裕子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
長野市大字南長池723番地４
債務者　植木　　宏
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
岐阜市西野町８丁目５番地６　タウン西野301号室
債務者　松波麻由美
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１６号
三重県四日市市大字茂福259番地　第１コーポ佐藤201、前住所三重県四日市市茂福町22番２号
債務者　小橋口武美
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
三重県四日市市笹川９丁目15番地８　県営Ｐ８－304、前住所三重県四日市市笹川８丁目45番地１　公団２－103
債務者　川北ミラソルこと　ＫＡＷＡＫＩＴＡ　ＭＩＲＡＳＯＬ　ＶＩＶＥＲＯ
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
三重県四日市市日永西３丁目９番19号　アドミラブールＣ－102
債務者　大木　孝志
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
三重県四日市市日永西３丁目９番19号　アドミラブールＣ－102
債務者　大木美代子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１号
兵庫県西宮市今津真砂町１番２－921号
債務者　金本　広美
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４８号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番４－1035号
債務者　宮脇　孝子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４５号
兵庫県姫路市白国１丁目５番30号　コーポタイムズセブン208号、従前の住所兵庫県姫路市下手野６丁目２番12号　レオパレスＤｒｅａｍ　Ｒｏｏｍ104
債務者　上西　正明
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１６号
兵庫県姫路市五軒邸４丁目126番地　ハイツソレイユ303号
債務者　平山　千加
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２４号
兵庫県姫路市香寺町須加院338番地280
債務者　大澤　美佐
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７０号
兵庫県加古郡稲美町国安974番地の１　国安団地３棟304号
債務者　宇治橋加工所こと　宇治橋佳彦
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１号
鳥取県米子市新山205番地、前住所鳥取県米子市観音寺新町４丁目２番７号　A101号
債務者　真山　浩二
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２９号
山口県阿武郡阿武町大字奈古1125番地
債務者　水津　洋司
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第２７号
愛媛県松山市三番町１－11－２　東明商事マンション502、住民票上の住所愛媛県伊予郡砥部町高尾田1030番地７
債務者　大西　貴尚
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
松山地方裁判所民事部